

## お知らせ

### 『1, 2-ジクロロプロパンが 特定化学物質として規制されます』

昨年、大阪府及び宮城県の印刷会社において胆管がんが多発した問題で、原因物質として疑われている1, 2-ジクロロプロパンが平成25年10月1日より特定化学物質として規制の対象となりました。

#### 1. 対象作業

・1, 2-ジクロロプロパンを1%を超えて含有する洗浄剤等を使用して、印刷機等の洗浄・払拭を行う作業

※ 有害業務台帳及びP R T R法に基づく届出等を確認したところ、長崎県内において現在、1, 2-ジクロロプロパンを使用している事業場は確認されていませんが、**機械等の洗浄・払拭作業を行っている事業場においては、洗浄剤等の成分として1%を超える1, 2-ジクロロプロパンが含有されていないか、確認**するようお願いします。

#### 2. 実施すべき事項

・上記1の作業を行う際は、作業主任者の選任、換気の実施、保護具の使用、健康診断の実施などを行う必要があります。

詳しくは、長崎労働局健康安全課若しくは最寄りの労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

#### 3. 健康管理手帳

・上記1の作業に3年以上従事した経験を有する労働者で、定年退職等により離職される場合は(既に離職された方を含む)、健康管理手帳の交付を受けることができます。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関において年2回無料で特殊健康診断(主に血液検査)を受診出来ます。

申請方法等については長崎労働局健康安全課までお問い合わせ下さい。

「連絡先 長崎労働局健康安全課 TEL 095-801-0032」